

記載事項	実施の有無	記載欄
2-4 監事	○	(4)監事業務を支援するための体制整備 ・監査業務支援のため、公認会計士をはじめ内部監査室との監査上の連携がとれるよう監事監査規則において規定している。 ・監事監査規則において、監査の実施方法について規定し、監査業務を支援している。 ・監事及び内部監査室が連携し、監事協議会を設置し、監事機能強化を果たしている。 ・理事と同様、理事会開催前に審議事項を送付し、監事の業務遂行のためのサポートを行っている。
2-5 評議員会	○	・諮問機関としての役割について、関係法令及び寄附行為等により実施している。 ・評議員からの意見を徹するにあたり、意見を引き出すように、また、評議員が役員に対し、意見を述べたり、聞いたりできるように努めている。 ・監事候補者選任にあたっては、理事長が評議員会に候補者を推薦している。推薦にあたっては、資質や専門性を十分に検討した結果によることとしている。
2-6 評議員	○	(1)評議員の選任 ・評議員の選任にあたっては、理事現員14名に対して、評議員32名を選任し、理事現員に対して十分な人数を選任している。
3-1 学長	○	(2)評議員会への情報提供 ・評議員会前に審議事項を送付している。
第3章 教学ガバナンス 3-1 学長	○	(1)学長の責務 運営会議、全学部等合同教授会等を通して、学長方針、中長期的な計画、学校法人経営情報を周知し、共有している。 (2)学長補佐体制 大阪電気通信大学副学長選考規則通り、運用している。
3-2 教授会	○	(1)教授会の役割 学部教授会規則、研究科委員会規則に定められた事項について、運営している。 学校教育法に定められている学長の権限を規則上明確にして、学長の最終判断を担保している。
第4章 公共性・信頼性 4-1 学生に対して	○	(1)3方針の明確化 ①学部ごとに3つのポリシーを策定し、公開している。 ②自己点検評価結果及び認証評価結果を公開している。 ③大阪電気通信大学ハラスメント防止に関する規則を定め、相談員を設置している。健全な学生生活を阻害する要因の相談があれば、毅然かつ厳正に対処する体制を構築している。
4-3 社会に対して	○	(1)認証評価及び自己点検・評価 ・2020年度に日本高等教育評価機構において認証評価を受審し、教育・研究水準の向上と改善に努めている。 ・運営会議及びIR委員会、IR作業部会、IE作業部会により、改善・改革を実施している。 ・自己点検評価結果及び認証評価結果を公表し、社会に対する説明責任を果たしている。 (2)社会貢献・地域連携 ・大学施設を地域に開放している。また、資格試験の会場提供を行っている。 ・プログラミング教育に関する教員研修を行っている。 ・2022年度の実績は、学外共同研究16件、受託研究4件、受託事業28件。 ・官学連携公開講座「漢詩の世界」やけいはんな学研都市7大学連携「市民公開講座2023」などを開催し、生涯学習の場を設けている。 ・キャンパスを地域の一時避難場所として提供する契約を締結している。 ・SDGsに関する授業(総合教養)を実施するとともに、「異分野協働エンジニアリング・デザイン演習」において学科横断プロジェクトやその受講生たちのSDGs探求AWRDSへの挑戦を支援している。
4-4 危機管理及び法令遵守	○	(1)危機管理のための体制整備 ・学校法人大阪電気通信大学危機管理規則に基づき、危機管理委員会を設置し、リスク分析の上、年度ごとに取り組みを定め、取り組みを進めている。 (2)法令遵守のための体制整備 ・内部監査室による定期的な監査を行い、必要に応じて委員会を設置して法令等遵守に取り組んでいる。 ・内部監査室に公益通報窓口を設置している。
第5章 透明性の確保 5-1 情報公開の充実	○	(1)法令上の情報公表 ・法令等で公開すると定められている情報について、大学webサイト上に公開している。 (2)自主的な情報公開 以下の情報を大学webサイト上へ自主的に公開している。 ST比、留年者数、留学生数、卒業生・企業アンケート結果、学位取得状況、動物実験に関する情報